

○伊丹市地方活力向上地域における固定資産税の税率の特例に関する条例施行規則

平成28年3月31日規則第51号

改正

平成28年9月28日規則第71号

平成30年6月29日規則第38号

令和2年6月30日規則第50号

伊丹市地方活力向上地域における固定資産税の税率の特例に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊丹市地方活力向上地域における固定資産税の税率の特例に関する条例（平成28年伊丹市条例第8号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申告の手続)

第2条 条例第3条の規定による申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）第28条第1項（同規則第34条第1項の規定により準用する場合を含む。）の規定により提出した申請書の写し、同規則第28条第3項（同規則第34条第3項の規定により準用する場合を含む。）の規定により交付された認定通知書の写しその他市長が必要と認める書類を添えて行うものとする。

(1) 条例第2条第1項の規定の適用を受けようとする者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、所在地及び代表者の氏名）

(2) 土地にあつては、その所在、地番、地目、地積及び取得年月日

(3) 家屋にあつては、その所在、家屋番号、種類、構造、床面積、取得価額及び取得年月日又は着工年月日

(4) 構築物にあつては、その所在、種類、数量、取得価額及び取得年月日又は着工年月日

(5) 償却資産にあつては、その所在、種類、数量、取得価額及び

取得年月日

(変更等の届出)

第3条 前条の申告をした者は、申告書の記載事項に変更があったとき又は事業を変更し、休止し、若しくは廃止したときは、その事由が生じた日から30日以内に、その旨及び変更に係るものにあつては当該変更の内容を記載した書面により市長に届け出なければならない。この場合において、記載事項又は事業の変更の届出については、当該変更の事実を証する書類を添えなければならない。

(承継の届出)

第4条 条例第4条第2項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

(1) 対象家屋等における事業を承継した者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、所在地及び代表者の氏名）

(2) 被承継者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、所在地及び代表者の氏名）

(3) 対象家屋等の所在地

(4) 承継の日

(5) 承継の理由

(細則)

第5条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第5号に規定する特定業務施設の用に供された対象家屋等及び当該家屋等の敷地である土地に対して課する固定資産税に係る申告その他の手続については、同日後においても、なおその効力を有する。

付 則（平成28年9月28日規則第71号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成30年6月29日規則第38号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和2年6月30日規則第50号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和4年6月30日規則第41号）

この規則は、公布の日から施行する。